

鳥取県物流事業者等新規荷主開拓支援事業 補助金の事務手続きについて

1. 補助事業の認定申請書の提出

○事業認定申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 事業の認定通知

- * 県から申請者に対し、事業認定の通知書を送付します。
- * 以後、当該補助事業について、認定事業者または開拓予定荷主の名称・所在地の変更や、補助事業に係る境港の年間利用計画コンテナ数の2割を超える増減、補助事業開始日の変更等が生じる場合は、事業認定の変更手続きが必要となります。

3. 事業開始

- * 当該事業に関しては、着手届の提出は不要です。
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を中止・廃止する場合には県への届出および承認が必要です。
事業認定辞退届を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- * 事業の完了とは：補助事業の開始日から1年間が経過した日
(ただし、補助事業の開始日から1年間を経過する前に補助限度額に達した場合、若しくは対象となる事業の条件に達した場合は、その時点で交付申請が可能です)

5. 交付申請書&実績報告書提出

○交付申請書および実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※交付申請書と実績報告書が提出されたら、報告内容を確認し、証憑書類等の検査を行った上で、交付決定と額を確定を同時に行い、支払い手続きを行います。

資料提出・問い合わせ先

商工労働部・通商物流課
鳥取県鳥取市東町1-220
TEL : 0857-26-7850
MAIL : tsushou-butsumaru@pref.tottori.lg.jp